

○坂城町生活環境保全条例

昭和60年4月1日条例第9号

坂城町生活環境保全条例

坂城町開発基本条例（昭和47年条例第30号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
  - 第2章 審議会（第7条—第10条）
  - 第3章 開発行為の規制（第11条—第28条）
  - 第4章 地下水の保全（第29条—第45条）
  - 第5章 緑化の推進と緑の保全（第46条—第56条）
  - 第6章 社会環境の保全（第57条—第65条）
  - 第7章 公害防止（第66条—第78条）
  - 第8章 罰則（第79条・第80条）
  - 第9章 補則（第81条・第82条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本町の良好な自然環境及び社会環境（以下「良好な環境」という。）の保全に関し、法令、長野県条例その他条例で定めるもののほか、必要な事項を定め、もって本町の健康で文化的な生活環境を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 本町の良好な環境は、次の各号に掲げる基本理念に従い、保全されなければならない。

- (1) 自然と人間の調和を図りつつ、本町の健康で文化的な生活環境を確保すべきこと。
- (2) 全ての町民が有する健康で文化的な生活を営む権利は、町、町民及び事業者全てが互いにこれを尊重し、それぞれの責務のなかで全力を尽くしてその実現を図るべきこと。
- (3) 良好な環境は、町民がその重要な意義を認識するとともに、現在の町民から将来の町民へ継承されるべきこと。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 土地、大気、水及び池沼又は動植物等自然の生態系をめぐる環境をいい、自然資源（山岳、渓谷、河川、湖沼、森林等をいう。）の景観を含むものとする。
- (2) 社会環境 人の生活に係る環境、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境等、住居を中心として形成される環境をいう。
- (3) 町民 町内に住所又は居所を有する者（滞在者及び旅行者を含む。）、町内において事業活動に従事する者又は土地建物その他を所有、管理若しくは使用する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を営む者をいう。
- (5) 所有者等 土地建物その他について所有、管理又は使用の権限を有する者をいう。

（町長の責務）

第4条 町長は、良好な環境の保全をし、町民の生活環境を確保するため総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、良好な環境の保全に関する意識を高め、町長が行う環境保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を損なわないよう、その責任と負担において適切な措置を講じるとともに、町長が行う環境保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 審議会

（審議会の設置）

第7条 町長の諮問に応じて、生活環境の保全及び確保に関する重要事項を調査審議するため、坂城町生活環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織及び任期）

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 行政協力員
- (3) 関係団体の役員
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項本文の規定にかかわらず、第2項第4号の規定により委嘱された委員以外の委員の任期は、その職の在任期間とする。

5 審議会に専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

6 専門委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから町長が委嘱する。

7 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べることができる。

8 専門委員は、専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第3章 開発行為の規制

(開発行為)

第11条 本章以下において「開発行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 土石の類の採取

(5) 水面の埋立て又は干拓

(開発行為の届出)

第12条 前条各号に掲げる行為について、規則で定める基準を超える行為をしようとする者(以下「行為者」という。)は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長にその旨を届け出なければならない。また、その行為を変更しようとするときも同様とする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りではない。

2 町長は、前項の届出があったときは、良好な環境を保全するため当該開発行為を制限することができる。

3 町長は、第1項本文の規定による届出があったときは、必要に応じ審議会の意見を聞きその処分を決定しなければならない。

4 第1項本文の規定による行為者は、当該届出に係る開発行為届受理通知書を受けた後でなければ開発行為に着手してはならない。

5 第1項本文の規定は、法令の規定により許可等を受けて行う行為、通常管理行為、軽易な行為その他の行為等であって規則で定めるものについては、適用しない。

(開発規制基準)

第13条 町長は、良好な環境を保全するため、開発規制基準を定めるものとする。

2 町長は、前項の規定による開発規制基準を変更又は廃止するときは、審議会の意見を聞かなければならない。

(開発協定の締結)

第14条 第12条の規定により届出を必要とする行為であって、規則で定める基準を超える開発行為をしようとする行為者は、自然環境の破壊の防止及び開発に起因する災害の防止のため、あらかじめ町長と次の各号に掲げる事項について開発協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

(1) 開発方針及び開発計画に関する事項

(2) 道路及び水路の造成又は使用に関する事項

(3) 水資源の開発又は使用に関する事項

(4) 自然の保護と植生の回復に関する事項

(5) 廃棄物の処理に関する事項

(6) その他町長が必要と認めた事項

2 行為者は、前項の規定による協定を締結しなければ、開発行為を行ってはならない。

(協定の履行の確保)

第15条 行為者は、前条の規定により締結した協定を忠実に履行しなければならない。

2 町長は、前条の規定により協定を締結したときは、当該協定に違反する行為をしようとし、又はしたと認められる者に対して、当該協定の履行の確保について必要な措置をとらなければならない。

(関係住民等への説明)

第16条 行為者は、第12条第1項本文の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ当該地域の関係住民及び所有者等にその行為内容を説明するとともに、当該関係住民及び所有者等の意向を尊重しなければならない。

(国等の特例)

第17条 国及び地方公共団体(以下「国等」という。)が開発行為をしようとするときは、第12条第1項本文の規定による届出を要しない。ただし、当該国等は、同項の届出の例により、あらかじめ町長に通知し、協議しなければならない。

(変更の承認等)

第18条 行為者は、当該受理に係る開発行為を変更しようとするときは、当該変更しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、町長にその旨を届出し、その承認を受けなければならない。この場合において、行為者は、第16条に規定する関係住民等にその変更を説明し、その意向を尊重しなければならない。

2 前項に規定する承認については、第12条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 国等が、当該協議に係る開発行為を変更しようとするときは、前条ただし書の規定を準用する。

(完成の届出)

第19条 行為者は、当該受理又は承認（以下「承認等」という。）に係る開発行為が完成したときは、その完成した日から14日以内に規則で定めるところにより、町長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

(承認等の失効)

第20条 行為者が、当該承認等に係る開発行為について、その承認等を受けた日から6月を経過する日までに当該開発行為を着手しないときは、特別の理由がない限りその効力を失う。

2 行為者が、当該承認等に係る開発行為を取り止めたときは、その効力を失う。この場合において、行為者は、速やかに原状に回復し、規則で定めるところにより、町長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

(承認等の取消し)

第21条 町長は、偽りその他不正な手段で承認等を受けた者に対し、その承認等を取り消すものとする。

2 町長は、第15条の規定による制限又は命令を遵守しない者に対し、その承認等を取り消すことができる。

(承継の届出)

第22条 行為者から譲渡、相続その他の理由により当該承認等に係る開発行為又は施設等を承継したものは、その承継をした日から14日以内に規則で定めるところにより、町長にその旨を届け出なければならない。

(助言又は勧告)

第23条 町長は、良好な環境を保全するため必要があると認めるときは、開発行為をする者又はその他関係者に対して必要な助言又は期限を定めて勧告することができる。

(措置命令)

第24条 町長は、良好な環境を保全するため特に必要があると認めるときは、次の各号の一に該当する者に対して、その行為の中止を命じ、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることのほか、相当の期間を定めて原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 第12条第1項本文の規定に違反した者又は同条第2項の規定により届出行為に付せられた制限に違反した者

(2) 第18条第1項の規定に違反した者又は同条第2項の規定により承認に付せられた条件若しくは制限に違反した者

(3) 第20条第2項の規定に違反した者

(4) 前条の規定による勧告に従わない者

2 町長は、前項の規定による命令をしようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

(措置の届出)

第25条 第23条の規定による勧告又は前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に基づく措置をしたときは、速やかに規則で定めるところにより町長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

第26条 削除

(行為者等の生活妨害防止措置)

第27条 行為者又は開発行為に従事する者は、当該開発行為に関し近隣住民の生活を妨害しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(文化財の発見)

第28条 行為者又は開発行為に従事する者は、当該開発に当たって文化財を発見したときは、速やかに坂城町教育委員会に報告し、その保存、管理等について指示を受けなければならない。

第4章 地下水の保全

(井戸)

第29条 本章以下において「井戸」とは、地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。以下同じ。）を採取するための施設をいう。

(地下水保全地区の指定)

第30条 町長は、地下水採取の適正化を図り、水源枯渇、地盤沈下等の弊害を防止するため必要と認めるときは、地下水保全地区（以下「保全地区」という。）を指定することができる。

2 前項の保全地区とは、次に掲げるものをいう。

(1) 地下水特別保全地区 地下水の保護が特に必要な地区（以下「特別保全地区」という。）

(2) 地下水調整保全地区 地下水の保護と活用の調整を図ることが特に必要な地区（以下「調整保全地区」という。）

(3) 地下水普通保全地区 地下水の保護と利用の調和を図ることが必要な地区（以下「普通保全地区」という。）

3 町長は、第1項の規定により、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

4 町長は、保全地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(指定の変更及び解除)

第31条 町長は、前条の保全地区について必要があると認めるときは、その区域を変更し、又は指定を解除することができる。

2 前項の規定による区域の変更又は指定の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(地下水採取の制限)

第32条 特別保全地区内においては、原則として地下水の採取をしてはならない。ただし、特別の理由がある場合において、井戸を掘削しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより町長にその旨を申請し、その許可を受けなければならない。

2 調整保全地区内において地下水を採取するため井戸を掘削しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより町長にその旨を申請し、その許可を受けなければならない。

3 許可を受ける井戸の種類は、動力を用いることのかんを問わず、すべての井戸とする。

4 町長は、第1項ただし書又は第2項の規定による申請があったときは、審議会の意見を聞き、その処分を決定しなければならない。

5 町長は、第1項ただし書又は第2項の規定による許可をするに当たっては、地下水保全のため特別の条件を付すことができる。

6 普通保全地区内において動力を用いる井戸であって、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)以上のものを掘削しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより町長にその旨を届け出なければならない。ただし、一般家庭用の井戸は、この限りでない。

7 特別保全地区及び調整保全地区が指定され、若しくは当該区域が拡張されたとき、現に第3項に該当する井戸を使用している者又は井戸を掘削している者は、当該指定若しくは拡張された日から30日以内に規則で定めるところにより町長に届出をすることにより、第1項ただし書又は第2項の規定による許可を受けたものとみなす。

8 特別保全地区内又は調整保全地区内において、非常災害のため必要な応急措置として井戸を掘削した者は、その掘削した日から14日以内に規則で定めるところにより町長にその旨を届け出なければならない。

9 普通保全地区内において、非常災害のため必要な応急措置として井戸を掘削する場合は、第6項の規定を適用しない。

(関係住民等への説明)

第33条 特別保全地区内又は調整保全地区内において井戸を掘削しようとする者が、前条第1項ただし書又は同条第2項の規定による申請をしようとするときは、あらかじめ当該地域の関係住民及び所有者等に、その掘削しようとする内容を説明するとともに、当該関係住民及び所有者等の意向を尊重しなければならない。

(国等の特例)

第34条 国等が特別保全地区内又は調整保全地区内において井戸を掘削しようとするときは、第32条第1項ただし書又は同条第2項の規定による申請を要しない。ただし、当該国等は、同項の申請の例により、あらかじめ町長にその旨を通知し、協議しなければならない。

2 国等が普通保全地区内において井戸を掘削しようとするときは、第32条第6項の規定による届出を要しない。ただし、当該国等は、同項の規定の例によりあらかじめ町長にその旨を通知しなければならない。

(許可の基準)

第35条 第32条第1項ただし書又は同条第2項の規定による申請があった場合の許可の基準は、規則で定める。

2 町長は、前項の規定による許可の基準を定めようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。また、これを変更、廃止するときも同様とする。

(変更の許可等)

第36条 特別保全地区内又は調整保全地区内において、動力を用いて地下水を採取している者は、当該許可を受けた井戸の地下水の用途、設置場所、ストレーナの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積その他の事項を変更しようとするときは、その変更しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより町長にその旨を申請し、その許可を受けなければならない。

2 特別保全地区内又は調整保全地区内において、動力を用いずに地下水を採取している者で、当該許可を受けた井戸の地下水の用途、設置場所その他の事項を変更しようとするときは、その変更しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより町長にその旨を申請し、その許可を受けなければならない。

3 前2項の場合においては、第32条第4項及び第5項、第33条並びに前条の規定を準用する。

4 国等が当該協議に係る事項又は当該使用している井戸の地下水の用途、設置場所、ストレーナの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積その他施設を変更しようとするときは、第34条の規定を準用する。

(枯渇又は地盤沈下等に対する措置)

第37条 第32条第1項ただし書又は同条第2項又は前条の規定により許可を受けた者及び第32条第7項の規定により許可を受けたとみなされる者又はその他井戸を使用している者(以下「地下水採取者」という。)は、地下水を採取することにより付近の水の枯渇、汚染又は地盤沈下等の現象が出たときは、直ちに採取を中止し、原因を究明しなければならない。

2 地下水採取者は、前項の規定により原因が究明されたときは、その原因に基づき当該井戸の改良を行うとと

もに被害者に対する処置を行わなければならない。この場合において、当該井戸の改良が著しく困難な場合は、廃止しなければならない。

(完成の届出)

第38条 第32条第1項ただし書若しくは同条第2項又は第36条の規定により許可を受けた者は、井戸が完成した日から14日以内に規則で定めるところにより、町長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

(許可の失効)

第39条 地下水採取者が当該許可に係る井戸掘削工事を、その許可を受けた日から6月を経過する日までに当該掘削工事に着手しないときは、特別の理由がない限りその効力を失う。

2 地下水採取者が当該許可に係る施設を廃止したときは、その効力を失う。

3 前項において、地下水採取者は、直ちに原状に回復し、規則で定めるところにより町長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

(許可の取消し)

第40条 町長は、偽りその他不正な手段で許可を受けた者に対し、その許可を取り消すものとする。

2 町長は、第32条第4項の規定による条件に違反した者に対し、その許可を取り消すことができる。

(承継の届出)

第41条 地下水採取者から譲渡、相続その他の理由により当該許可施設を承継した者は、その承継した日から14日以内に、規則で定めるところにより町長にその旨を届け出なければならない。

(助言又は勧告)

第42条 町長は、地下水の保全のため必要があると認めるときは、地下水採取者その他関係者に対して、必要な助言又は期限を定めて勧告することができる。

(措置命令)

第43条 町長は、地下水の保全のため特に必要があると認めるときは、次の各号の一に該当する者に対して、その行為の中止を命じ、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることのほか、相当の期間を定めて原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 第32条第1項ただし書又は同条第2項の規定に違反した者若しくは同条第5項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

(2) 第36条第1項又は第2項の規定に違反した者若しくは同条第3項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

(3) 第39条第3項の規定に違反した者

(4) 前条の規定による勧告に従わない者

2 町長は、第37条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 町長は、前項の規定による命令をしようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

(措置の届出)

第44条 第42条の規定による勧告又は前条第1項及び第2項の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に基づく措置をしたときは、速やかに規則で定めるところにより町長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

第45条 削除

第5章 緑化の推進と緑の保全

(緑化)

第46条 本章以下において「緑化」とは、樹木、花き、芝等(以下「樹木等」という。)を植栽又は保全し、又は公園、緑地、花壇等の施設を設置し、これを保護することをいう。

(緑化推進の施策)

第47条 町長は、良好な環境を保全するため、自然環境の保護はもとより、公園、緑地、道路、学校、保育所その他公共用地の緑化に努めるとともに、緑化の推進と樹木等の保全に関する施策を実施しなければならない。

(樹木の配布)

第48条 町長は、緑化思想の高揚を図るため、規則で定めるところにより樹木を配布することができる。

(保存樹木等の指定)

第49条 町長は、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団のうち、自然環境の確保又は美観風致を保持するため特に必要と認めるものを、その所有者等の同意を得て、保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

2 前項の規定は、次の各号に掲げるものについては、適用しない。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき指定され、又は仮指定された樹木又はその集団

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林に係る樹木の集団

(3) 国等の所有又は管理に係る樹木又はその集団で前2号に掲げる以外のもの

3 町長は、第1項の規定により保存樹木等を指定しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

(標識の設置)

第50条 町長は、保存樹木等の指定をしたときは、これを標示する標識を設置しなければならない。

(所有者等の保存責務)

第51条 保存樹木等の所有者等は、樹木等の枯死又は損傷を防止し、その保存に努めなければならない。

2 何人も保存樹木等が大切に保存されるよう努めなければならない。

(所有者等の届出)

第52条 所有者等は、当該樹木が滅失又は枯死したときは、速やかに規則で定めるところにより町長にその旨を届け出なければならない。

2 所有者等は、当該樹木を伐採し、又は他に譲渡しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ町長にその旨を届け出なければならない。

3 町長は、前2項の届出があった場合において必要があると認めるときは、当該樹木の伐採又は移植若しくはこれに代わる樹木の補植に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定の解除)

第53条 町長は、公益上必要が生じたとき、又は指定の理由が滅失したとき、若しくは特別の理由があると認めるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

2 町長は、前項の規定により保存樹木等の指定を解除しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

(指導等)

第54条 町長は、所有者等に対し保存樹木等の枯死又は損傷の防止その他保全について必要な指導又は助言をしなければならない。

(台帳の作成)

第55条 町長は、保存樹木等の指定をしたときは、必要な事項を記載した台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(助成)

第56条 町長は、緑化の推進及び保存樹木等の保全に関する当該費用に対して予算の範囲内で補助するなど必要な助成をすることができる。

## 第6章 社会環境の保全

(公共施設の清潔の保持等)

第57条 何人も、道路、公園、広場、河川、水路その他公共施設を汚損し、又は不法に占拠してはならない。

(公共施設の管理者の責務)

第58条 前条に規定する公共施設の管理者は、その管理する施設の保全管理のため必要な措置を講じなければならない。

(土地建物等の清潔の保持)

第59条 町民及び事業者は、その所有、管理又は使用する土地、建物及びその周囲の清潔を保ち相互に協力して、地域の良好な環境を保全するよう努めなければならない。

(工事施行者の責務)

第60条 土木工事、建築工事その他工事を行う者は、その工事に関し、資材、廃材等が道路等に飛散し、脱落し、流失し、又は堆積しないよう必要な措置を講じなければならない。

(未成年者の健全化への協力)

第61条 何人も未成年者に対し、その心身の健全な発達を損なうような書物、器具その他の物品等を故意に売却、譲渡、贈与、貸与、交換又は陳列若しくは展示しないよう努めなければならない。

(空地等の管理)

第62条 宅地、事業用地等造成を目的とする空地又は休耕地その他の空閑地及び池沼等並びに空家等(以下「空地等」という。)の所有者等は、当該空地等が不良状態にならないよう適正な管理をしなければならない。

2 前項の不良状態とは、空地等に雑草(これに類するかん木を含む。以下同じ。)が繁茂し、若しくは枯れ草、廃棄物等が密集して放置され、又はその周辺が整備されていない状態で、これらの状態が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 事故又は災害等の発生を誘発するおそれがあるとき。
- (2) 人の健康を損ない、又は損なうおそれがあるとき。
- (3) 周囲の美観又は風致を著しく損なうおそれがあるとき。
- (4) 周囲の耕作物に著しい被害を与えるとき。

(空地等の所有者等の責務)

第63条 空地等の所有者等は、前条第1項の規定により、当該空地等について、次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 雑草の繁茂又は枯れ草の密集により、良好な環境の保全に支障をきたさないよう、これを除去し、処分しなければならない。

(2) 投棄された廃棄物を除去し、投棄を防止するための措置を講じるとともに、近隣住民の生活環境を損なわないようにしなければならない。

(3) 物置場、駐車場として利用し、又は利用させている場合は、その置かれた物により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は近隣住民の生活環境を損なうおそれのないようにしなければならない。

(4) 池沼等については、転落防止等の措置を講じ、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は近隣住民の生活環境を損なうおそれのないようにしなければならない。

2 空地等の所有者等は、規則で定めるところにより自己の住所、氏名その他必要な事項を記載した標識を当該空地等の場所に設置するよう努めなければならない。

(空地等の活用)

第64条 町長は、空地等の所有者等と協議し、当該空地等を公共の福祉のために活用することができる。

(助言、指導、勧告又は命令)

第65条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるべき旨を指導し、勧告し、又は命令することができる。

(1) 第57条の規定に違反した者

(2) 第60条の規定に違反した者

(3) 第63条第1項の規定に違反した者

2 町長は、土地建物等の清潔の保持又は未成年者の健全化への協力に関し、第59条又は第61条の規定による当該関係者に対して、必要な助言又は指導することができる。

3 町長は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第2項第6号に規定する特定空家等に対する措置が実施し得るに至ったことにより第1項第3号に該当する空家等の所有者等に対する同項の命令の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

## 第7章 公害防止

(公害)

第66条 本章において、公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭(以下「騒音等」という。)によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)が阻害されることをいう。

(規制基準)

第67条 町長は、公害を防止するため、騒音等の規制基準(原因の発生若しくは排出する量、濃度又は程度の許容限度をいう。)を必要な限度で別に定めることができる。

2 町長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。これを変更又は廃止するときも同様とする。

3 町長は、第1項の規定により規制基準を定めたときは、当該基準を公示しなければならない。

(公害の認定)

第68条 町長は、この条例若しくは他の法令に規制基準の定めがないものでも、人の健康又は生活環境が阻害されると認めるときは、審議会の意見を聞き、公害と認定することができる。

(規制基準の遵守義務)

第69条 騒音等の原因となるものを発生又は排出する者は、規制基準を遵守しなければならない。

(事業の届出)

第70条 公害を発生させるおそれがある事業を行おうとする者は、あらかじめ、町長に次に掲げる事項を、届け出なければならない。当該届出事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 事業所の所在地

(3) 事業の内容

(4) 公害防止の処置

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(苦情等の処理)

第71条 公害に関する苦情等がある者は、町長に対し、苦情等の申立をすることができる。

2 町長は、前項の規定による申立てがあったときは、速やかに実情を調査し、適正な解決に努めるものとする。

(指導)

第72条 町長は、公害の防止に関する思想の普及に努めるとともに、公害の発生するおそれがあるときは、その防止について、必要かつ適切な指導を行うものとする。

(勧告)

第73条 町長は、規制基準に適合しないもの及び公害と認定したものについて、当該施設等の構造及び処理方法の改善等について相当の期限を定めて、必要な処置を行うよう勧告することができる。

(措置命令)

第74条 町長は、前条の規定により、勧告を受けた者が当該勧告に係る措置をとらないときは、期限を定めて当該措置をとるべきことを命令することができる。

2 町長は、前項の規定による命令をしようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

(措置の届出)

第75条 第73条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく措置をしたときは、直ちに町長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(停止命令)

第76条 町長は、第74条の規定により命令を受けた者が当該命令に従わないときは、障害の除去に必要な限度において、当該公害を発生させている施設の使用又は作業の一時停止を命令することができる。

2 町長は、前項の規定による命令をしようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

(公害防止協定)

第77条 町長が公害防止のため必要があると認めるときは、関係者相互にその防止に係る協定を締結するよう努

めるものとする。

2 町長は、前項の規定による協定を締結しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

(助言)

第78条 町長は、公害防止施設の整備を促進するため、施設の設置又は改善に要する資金のあつせんその他必要な助言に努めるものとする。

## 第8章 罰則

(罰則)

第79条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第43条第1項又は第2項による命令に違反した者
- (3) 第74条第1項又は第76条第1項の規定による命令に違反した者

2 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項本文の規定に違反した者又は同条第2項の規定により届出行為に付せられた制限に違反した者
- (2) 第12条第4項又は第14条第2項の規定に違反した者
- (3) 第18条第1項前段の規定に違反した者又は同条第2項の規定により届出行為に付せられた制限に違反した者
- (4) 第19条又は第38条の規定に違反して届出をせず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (5) 第20条第2項又は第39条第3項の規定に違反して届出をせず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (6) 第25条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者及び同条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (7) 第32条第1項ただし書若しくは同条第2項の規定に違反した者又は同条第5項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- (8) 第32条第6項本文の規定に違反して届出をしない者又は虚偽の届出をした者
- (9) 第36条第1項若しくは同条第2項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- (10) 第37条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (11) 第44条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者及び同条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (12) 第65条第1項の規定による命令に違反した者。ただし、同項第3号に掲げる者を除く。
- (13) 第70条の規定に違反して届出をしない者又は虚偽の届出をした者
- (14) 第75条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者及び同条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (15) 第81条第1項第1号の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者及び同項第2号の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第80条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

## 第9章 補則

(立入調査等)

第81条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町職員をして次に掲げる行為をさせることができる。

- (1) 他人の土地に立入り、当該土地又は当該土地にある物件若しくは当該土地において行われている行為の状況を調査又は検査させ、若しくは関係者に対し、必要な指示又は指導をすること。
- (2) 関係者に対し、必要な報告を求め、又は事情を聴取すること。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第82条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の坂城町開発基本条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて届出された行為及び締結された協定は、この条例の規定に基づいて届出された行為及び締結された協定とみなす。

3 この条例施行の際、現に旧条例の規定に基づいて委嘱されている開発審議会の委員は、この条例の規定に基づいて委嘱された生活環境保全審議会の委員とみなし、その任期の終了は、昭和60年5月31日とする。

附則(平成8年12月25日条例第12号)



この条例は、坂城町行政手続条例（平成8年条例第1号）の施行の日から施行する。

附則（平成12年3月22日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成13年3月23日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（坂城町公害防止条例の廃止）

2 坂城町公害防止条例（昭和46年条例第1号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例施行の際、現にこの条例による廃止前の坂城町公害防止条例の規定に基づいて届け出された行為及び締結された協定は、改正後の坂城町生活環境保全条例の規定に基づいて届け出された行為及び締結された協定とみなす。

附則（平成14年3月28日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成19年3月12日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成28年9月21日条例第16号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。